

写

4 東 監 発 第 7 号
令和 4 年 6 月 3 日

東 村 山 市 長 渡 部 尚 様
東村山市議会議長 土 方 桂 様
東村山市職員互助会会長 野 崎 満 様

東村山市監査委員 赤 木 盛 一
東村山市監査委員 土 田 士 朗
東村山市監査委員 駒 崎 高 行

令和 3 年度財政援助団体監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により通知願います。

財政援助団体の監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

財政援助団体	担当所管課
東村山市職員互助会	総務部人事課

令和2年度、3年度（令和3年4月1日～令和4年2月28日）における東村山市補助金の出納、その他の事務執行

第3 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次のような事項が適正に行われているかどうかを観点として、書面審査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

「財政援助団体」

- 1) 補助金の交付申請及び申請時期は適切か
- 2) 補助金に係る会計経理は適正か
- 3) 補助金の使途は適正か
- 4) 補助金事業はその目的に沿って適正に行われているか
- 5) その他財務及び事務事業に関する必要事項

「担当所管課」

- 1) 補助決定は適正か
- 2) 補助額及び交付時期は適切か
- 3) 実績報告は確実に行われているか
- 4) 交付団体への指導監督は適切に行われているか

第4 監査の主な実施内容

東村山市監査基準に基づき、財政援助団体及び対象所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面審査及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

期間：令和4年3月1日から令和4年5月25日まで

実施内容	実施場所	日 程
実 査	対象所管課	令和4年4月8日
説明聴取	監 査 室	令和4年5月12日
講 評	監 査 室	令和4年5月25日

第6 財政援助団体概要

1 目的

職員の互助共済・保健・元気回復その他職員の厚生に関する事項を実施することを目的とする。

2 事業内容

- (1) 会員の福利厚生に関すること。
- (2) 慶弔に関すること。
- (3) 文化教養、元気回復に関すること。
- (4) その他会員の福利厚生に関すること。

3 組織（令和4年3月31日現在）

機関 代議員会 理事会 幹事会
役員 会長、副会長、監査及び幹事
事務局 総務部人事課
会員 1,029人

4 市との関係

市は、東村山市補助金等の予算の執行に関する規則に基づき、予算の範囲内で補助金を交付している。令和2年度の補助金の交付確定額は、1,109万円である。

第7 監査の結果

概ね適正に処理されていると認められたが、一部検討を要する項目が見受けられたので以下の通り記述する。

1 指摘事項

(1) 文書の管理について

東村山市職員互助会処務細則に定めのあるとおり、市の例に準じて適正に管理されたい。

(2) 備品の管理について

市の備品として登録されているものが見受けられた。市の例に準じて適正に管理されたい。

(3) 会計処理について

会計年度終了後の支出が見受けられた。出納整理期間を定めるなど、適正に処理できるよう改められたい。

(4) 決算書と予算書の数値の不一致について

令和2年度決算書と令和3年度予算書において、数値の不一致が見受けられた。重要な書類であるので、適正に処理されたい。

(5) その他事務処理について

一部申請書について、審査過程が不透明なものが見受けられた。市から補助金を受けていることを認識のうえ、厳格に審査されるとともに、事務の透明性を確保されたい。